

宮城県労働委員会年報

(令和6年)



宮城県労働委員会事務局編

は し が き

この年報は、令和 6 年 1 月から 12 月までに宮城県労働委員会が
取り扱った事件の内容を中心に、委員会の活動状況を収録したも
のです。

この年報が労働委員会の活動について御理解いただく上で多少
なりとも御参考になれば幸いと存じます。

令和 7 年 3 月

宮城県労働委員会

事務局長 諸星 久美子

第1章 労働委員会の組織

第1節 委員 -----	1
第2節 あっせん員候補者 -----	3
第3節 事務局 -----	5

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等 -----	7
1 総会 -----	7
2 公益委員会議 -----	13
3 諸会議 -----	14
(1) 委員連絡会議 -----	14
(2) 事務局連絡会議 -----	17
4 研修・広報委員会 -----	19
(1) 委員会開催状況 -----	19
(2) 活動状況 -----	20
5 相談 -----	22
第2節 本県の労働情勢 -----	23
1 令和6年春闘・その他の要求闘争の概況 -----	23
(1) 春闘の妥結状況 -----	23
(2) 一時金の妥結状況 -----	23
2 労働争議 -----	24
3 労働組合の組織状況 -----	25
第3節 労働争議の調整 -----	26
第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査 -----	33
1 争議行為予告通知 -----	33
2 労働争議の実情調査 -----	34
第5節 不当労働行為の審査 -----	38
1 概要 -----	38
(1) 審査の実施状況 -----	38
(2) 審査期間の目標達成状況 -----	38
(3) 再審査関係等 -----	38
(4) 合同労組事件の概況 -----	38
2 事件の要録 -----	46
(1) 令和6年(不)第1号 -----	46
(2) 令和6年(不)第2号 -----	50
(3) 令和6年(不)第3号 -----	53
第6節 労働組合の資格審査 -----	56
第7節 個別労使紛争のあっせん -----	58

掲 載 表 一 覧

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

第1表 相談取扱状況 -----	22
------------------	----

第2節 本県の労働情勢

第1表 労働争議発生状況 -----	24
--------------------	----

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況 -----	25
----------------------------	----

第3節 労働争議の調整

第1表 調整区分別取扱件数 -----	26
---------------------	----

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分） -----	26
----------------------------	----

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分） -----	27
---------------------------	----

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分） -----	27
-----------------------------	----

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分） -----	28
-----------------------------	----

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分） -----	28
--------------------------------	----

第7表 産業別取扱件数（新規係属分） -----	29
--------------------------	----

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分） -----	30
----------------------------	----

第9表 終結区分別取扱件数 -----	31
---------------------	----

第10表 所要日数別取扱件数 -----	31
----------------------	----

第11表 調整回数別取扱件数 -----	32
----------------------	----

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況 --	32
-------------------------------	----

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

第1表 通知先別通知件数 -----	33
--------------------	----

第2表 主要争議事項別通知件数 -----	33
-----------------------	----

第3表 産業別通知件数 -----	34
-------------------	----

第4表 実情調査の実施状況 -----	34
---------------------	----

別表 令和6年実情調査一覧 （争議行為予告通知に基づくもの） -----	36
---	----

第5節 不当労働行為の審査

第1表 令和6年不当労働行為事件該当号別処理状況 -----	39
--------------------------------	----

第2表 取扱件数及び処理件数 -----	39
----------------------	----

第3表 終結事件に係る平均処理日数 -----	40
-------------------------	----

第4表 再審査事件一覧 -----	40
-------------------	----

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧 -----	40
------------------------	----

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧 -----	41
-------------------------	----

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧 -----	41
---------------------------	----

第8表 物件提出命令申立事件一覧 -----	41
------------------------	----

第9表	合同労組事件の申立状況 -----	42
別表	令和6年不当労働行為救済申立係属事件一覧 -----	44
第6節	労働組合の資格審査	
第1表	申請事由別係属件数 -----	56
第2表	事由別最終結件数 -----	56
別表	令和6年労働組合の資格審査一覧 -----	57
第7節	個別労使紛争のあっせん	
第1表	取扱件数 -----	58
第2表	申請者別取扱件数（新規係属分） -----	58
第3表	雇用形態別取扱件数（新規係属分） -----	59
第4表	産業別取扱件数（新規係属分） -----	59
第5表	あっせん事項別取扱件数（新規係属分） -----	60
第6表	終結区分別取扱件数 -----	60
第7表	所要日数別取扱件数 -----	61
別表	令和6年個別労使紛争あっせん事件一覧 -----	62

略 称 一 覧

本年報においては、記述の簡略を期するため下記のとおり略称を用いた。

〔用 語〕	〔略 称〕
労働組合法	労組法
労働組合法施行令	労組法施行令
労働関係調整法	労調法
労働委員会規則	規則

第1章 労働委員会の組織

第 1 章 労働委員会の組織

第 1 節 委員

宮城県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人で構成されており、任期は 2 年である（令和 6 年 12 月末現在、労働者委員 1 名欠員）。

第 45 期宮城県労働委員会委員名簿

令和 6 年 12 月末現在

区 分	氏 名	現 職（又は主要経歴）	任命年月日
公 益 委 員	会長 水 野 紀 子	白鷗大学法学部教授	令和 6 年 4 月 1 日
	会長代理 岡 崎 貞 悦	弁 護 士	令和 6 年 4 月 1 日
	豊 田 耕 史	弁 護 士	令和 6 年 4 月 1 日
	佐々木 く み	東北学院大学法学部法律学科教授	令和 6 年 4 月 1 日
	嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科教授	令和 6 年 4 月 1 日
労 働 者 委 員	佐 竹 一 則	日本労働組合総連合会宮城県連合会 事務局長	令和 6 年 4 月 1 日
	北 舘 和 彦	自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和 6 年 4 月 1 日
	佐 藤 友 彦	宮城民主医療機関労働組合書記長	令和 6 年 4 月 1 日
	鈴 木 謙 一	東北電力労働組合宮城県本部委員長	令和 6 年 4 月 1 日
使 用 者 委 員	大 内 栄 治	(株式会社七十七銀行取締役)	令和 6 年 4 月 1 日
	伊 藤 光 芳	(株式会社本山製作所執行役員管理 本部長)	令和 6 年 4 月 1 日
	小野木 克 之	(株式会社河北新報社専務取締役)	令和 6 年 4 月 1 日
	清 野 敦	東北電力株式会社ビジネスサポート 本部人財部部長	令和 6 年 4 月 1 日
	飯 野 守	一般社団法人宮城県経営者協会専務 理事	令和 6 年 8 月 1 日

※区分ごとに就任順

第44期委員（令和4年4月1日任命）の任期満了に伴う退任委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名	退任時の職（又は主要経歴）	退任年月日
労働者 委 員	佐々木 弘 昭	全日通労働組合宮城支部特別執行委員	令和6年3月31日
労働者 委 員	高 橋 京	国立大学法人東北大学職員組合書記次長	令和6年3月31日

第45期委員（令和6年4月1日任命）の退任委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名	退任時の職（又は主要経歴）	退任年月日
使用者 委 員	成 田 努	東北発電工業株式会社常務取締役	令和6年7月31日
労働者 委 員	加 藤 仁	（U Aゼンセン宮城県支部支部長）	令和6年11月30日

第2節 あっせん員候補者

労調法第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

令和6年12月末現在

氏 名	現 職（又は主要経歴）	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	令和6年4月1日
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和6年4月1日
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	令和6年4月1日
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授	令和6年4月1日
嵩 さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	令和6年4月1日
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長	令和6年4月1日
北 舘 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和6年4月1日
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長	令和6年4月1日
鈴 木 謙 一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長	令和6年4月1日
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員 (株式会社七十七銀行取締役)	令和6年4月1日
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員 (株式会社本山製作所執行役員管理本部長)	令和6年4月1日
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員 (株式会社河北新報社専務取締役)	令和6年4月1日
清 野 敦	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネスサポート本部人財部部长	令和6年4月1日
飯 野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和6年8月1日

氏 名	現 職（又は主要経歴）	委嘱年月日
諸 星 久美子	宮城県労働委員会事務局長	令和6年4月1日
笹 森 博 樹	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和6年4月1日

令和6年中のあっせん員候補者の解任は、次のとおりである。

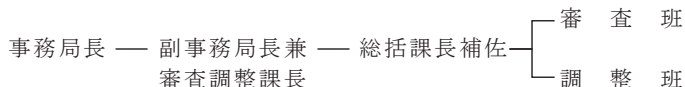
氏 名	解任時の職（又は主要経歴）	委嘱年月日 解任年月日
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部特別執行委員	令和4年4月1日 令和6年3月31日
高 橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合書記次長	令和4年4月1日 令和6年3月31日
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局長	令和5年4月1日 令和6年3月31日
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和4年4月1日 令和6年3月31日
成 田 努	宮城県労働委員会委員 東北発電工業株式会社常務取締役	令和6年4月1日 令和6年7月31日
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 (U Aゼンセン宮城県支部支部長)	令和6年4月1日 令和6年11月30日

第3節 事務局

事務局の組織、事務分掌等は、宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。



審査調整課

- 1 労働委員会の会議に関すること。
- 2 事務局職員の人事に関すること。
- 3 予算、決算及び経理に関すること。
- 4 物品の購入及び管理に関すること。
- 5 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 6 公印の管理に関すること。
- 7 規程等の整備に関すること。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 9 労働組合の資格審査に関すること。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関すること。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- 12 不当労働行為に関すること。
- 13 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関すること。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関すること。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関すること。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項に規定する相談に関すること。

第2章 労働委員会の活動状況

第 2 章 労働委員会の活動状況

第 1 節 会議等

1 総会

宮城県労働委員会運営内規により、原則として毎月第 2 木曜日及び第 4 木曜日に定例総会を開催している。

令和 6 年中に開催された総会は 25 回で、通算 1716 回である。

回 数	開催月日	議 題
1692 (定例)	1 月 11 日 (木)	1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和5年度第6回研修・広報委員会の概要について 5 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る議題について 6 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案の募集について 7 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 8 令和 6 年度宮城県労働委員会臨時・定例総会予定表(案)について 9 第 1691 回定例総会議事録について
1693 (定例)	1 月 25 日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第1号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和5年不当労働行為事件の審査の実施状況及び審査期間の目標達成状況について 4 令和5年調整事件及び個別労使紛争のあっせん事件の取扱状況について 5 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について 6 第1692回定例総会議事録について
1694 (定例)	2 月 8 日 (木)	1 第 513 回・第 514 回公益委員会議の結果について 2 組合資格審査申請について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和5年10月-12月期) 5 第 1693 回定例総会議事録について
1695 (定例)	2 月 22 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和5年度第7回研修・広報委員会の結果について 3 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会等の役割分担について

回 数	開催月日	議 題
		4 第1694回定例総会議事録について
1696 (定例)	3 月 14 日 (木)	1 不当労働行為の救済申立て及び労働組合資格審査申請について 令和6年(不)第1号 2 不当労働行為の救済申立てについて 令和6年(不)第2号 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第1号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 令和6年度宮城県労働委員会臨時・定例総会予定表(案)の変更について 6 第1695回定例総会議事録について
1697 (定例)	3 月 28 日 (木)	1 「宮城県労働委員会事務局文書取扱規程」の一部改正について 2 不当労働行為事件の担当について 令和6年(不)第2号 3 組合資格審査申請の取下げについて 4 「審査事務処理要領」の一部改正について 5 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 6 令和5年度宮城県労働委員会の広報活動について 7 第1696回定例総会議事録について
1698 (臨時)	4 月 1 日 (月)	1 会長選挙について 2 会長代理選挙について 3 議席について 4 あっせん員候補者の委嘱について 5 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 6 令和6年度宮城県労働委員会定例総会予定表について
1699 (定例)	4 月 11 日 (木)	1 労働者供給事業に係る労働組合資格審査の開始について 2 組合資格審査申請について 3 個別労使紛争のあっせんについて 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 第38回14都道府県労働委員会使用者委員会議の討議テーマの募集について 6 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について 7 令和6年度第1回研修・広報委員会の結果について 8 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協

回 数	開催月日	議 題
		議会総会の研修課題について 9 第1697回定例総会及び第1698回臨時総会の議事録について
1700 (定例)	4 月 25 日 (木)	1 第515回公益委員会議の結果について 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題について 4 第1699回定例総会の議事録について
1701 (定例)	5 月 9 日 (木)	1 不当労働行為の救済申立て及び労働組合資格審査申請について 令和6年(不)第3号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第2号・第3号 令和6年第4号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和6年1月-3月期) 5 第1700回定例総会議事録について
1702 (定例)	5 月 23 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題の募集について 4 第1701回定例総会議事録について
1703 (定例)	6 月 6 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第3号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和6年度第2回研修・広報委員会の結果について 4 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 5 第1702回定例総会議事録について
1704 (定例)	6 月 27 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 令和6年(不)第2号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第4号 令和6年第5号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議について 5 岩手県労働委員会との意見交換について

回 数	開催月日	議 題
1705 (定例)	7 月 11 日 (木)	6 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について
		7 第1703回定例総会議事録について
		1 第516回公益委員会議の結果について
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 令和6年度第3回研修・広報委員会の結果について
		4 第38回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果について
		5 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題について
1706 (定例)	7 月 25 日 (木)	6 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について
		7 第1704回定例総会議事録について
		1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第3号
		2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第5号
		3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		4 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について
		5 第1705回定例総会議事録について
1707 (定例)	8 月 8 日 (木)	1 議席について
		2 あっせん員候補者の委嘱について
		3 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号
		4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		5 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて(令和6年4月-6月期)
		6 令和6年度第4回研修・広報委員会の結果について
		7 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定 表について
		8 第1706回定例総会議事録について
1708 (定例)	8 月 22 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について
		3 令和6年度第5回研修・広報委員会の結果について
		4 第1707回定例総会議事録について
1709 (定例)	9 月 12 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 令和6年(不)第3号

回 数	開催月日	議 題
		2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第1708回定例総会議事録について
1710 (定例)	9 月 26 日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 個別労働関係紛争処理制度に係る街頭PRの実施について 3 第1709回定例総会議事録について
1711 (定例)	10 月 9 日 (水)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 個別労働関係紛争処理制度に係る街頭PRの結果について 3 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 4 第1710回定例総会議事録について
1712 (定例)	10 月 24 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 令和6年(不)第3号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第6号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の結果について 5 第1711回定例総会議事録について
1713 (定例)	11 月 7 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第6号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和6年7月-9月期) 5 令和6年度十四道府県労働委員会公益委員会議の結果について 6 第1712回定例総会議事録について
1714 (定例)	11 月 28 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第3号 2 第517回公益委員会議の結果について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について 5 東北地区労使関係セミナーの結果について 6 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

回 数	開催月日	議 題
		7 個別労使紛争のあっせんにおけるWeb会議システムの活用について 8 第1713回定例総会議事録について
1715 (定例)	12 月 12 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労使紛争のあっせんにおけるWeb会議システムの活用について 4 令和6年度第6回研修・広報委員会の結果について 5 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 6 第1714回定例総会議事録について
1716 (定例)	12 月 26 日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第3号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第6号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議における議題(案)の提出依頼について 5 第1715回定例総会議事録について

2 公益委員会議

規則第3条第1項第2号に規定する公益委員会議は、次のとおり開催された。

回数	開催月日	議 題	結 果
513	1 月 25 日 (木)	第45期労働者委員候補者の推薦に係る 労働組合の資格審査について 令和5年資審第3号 令和5年資審第4号 令和5年資審第5号 令和6年資審第1号	いずれも労 組法に適合 すると決定
514	2 月 7 日 (水)	第45期労働者委員候補者の推薦に係る 労働組合の資格審査について 令和6年資審第2号	労組法に適 合すると決 定
515	4 月 11 日 (木)	労働者供給事業に係る組合資格審査に ついて 令和6年資審第6号	労組法に適 合すると決 定
516	6 月 27 日 (木)	公益委員の忌避申立てについて	却下すると 決定
517	11 月 28 日 (木)	第45期労働者委員補欠委員候補者の推 薦に係る労働組合の資格審査について 令和6年資審第8号	労組法に適 合すると決 定

3 諸会議

委員会相互の密接な連絡及び事務処理の統一と調整を図るために開催された各種連絡会議は次のとおりである。

(1) 委員連絡会議

イ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

開催年月日：令和6年11月14日(木)～15日(金)

場 所：東京都千代田区

講 演：

演題 近年における労働裁判例の動向

講師 元中央労働委員会会長代理 森戸英幸 氏

第 1 議題：

退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について

(北海道・東北ブロック公労使提案)

第 2 議題：

審査の迅速化に向けた取組について

(中労委提案)

第 3 議題：

若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

(近畿ブロック公労使提案)

ロ 全国労働委員会会長連絡会議

開催年月日：令和6年6月14日(金)

場 所：岐阜県岐阜市

講 演：

演題 正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性―名古屋自動車学校(再雇用)事件・最一小判令5・7・20―

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授
東京都労働委員会公益委員

神吉 知郁子 氏

議 題 懇 談：

今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

(中労委提案)

ハ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会

(イ) 会長連絡会議

開催年月日：令和6年5月30日(木)

場 所：宮城県仙台市

議 事：

- 議題 1 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について
- 議題 2 書面による運営委員会において事前に承認された事項について（報告）
 - ◎令和6年度総会の日程及び議題等について
 - ◎次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について
 - ◎令和7年度の総会及び研修会の開催時期及び開催地について
- 議題 3 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任について

（ロ）総会

開催年月日：令和6年5月30日（木）～31日（金）

場 所：宮城県仙台市

議 事：

- 議題 1 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について
- 議題 2 令和5年取扱事件とその傾向及び特異事件について＜資料交換＞
- 議題 3 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について
- 議題 4 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について
- 議題 5 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任について
- 議題 6 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について
- 議題 7 令和7年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研 修：

- 研修課題 1 配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について
- 研修課題 2 期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消されたと主張する事案への対応について

（ハ）研修会

開催年月日：令和6年10月10日（木）～11日（金）

場 所：山形県山形市

分 科 会：

- 研修課題 1 当事者の行為を原因とする団交拒否及び救

済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について
研修課題 2 懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について

講 演：
演題 「働くこと」の意味と歴史と労働委員会
講師 早稲田大学法学部教授 水町 勇一郎 氏

二 十四都道府県労働委員会公益委員会議

開催年月日：令和6年10月30日（水）～31日（木）

場 所：北海道札幌市

議 事：

議題 1 申立人、申立人代理人、申立不当労働行為態様等に関する各労委における特性と、係属日数や終結態様等との関係について

（大阪府労委提案）

議題 2 地方公営企業から一般地方独立行政法人への移行の際の労働組合の資格審査について

（広島県労委提案）

議題 3 審問において敵性証人が申請された場合の対応について

（北海道労委提案）

木 第38回14都道府県労働委員会使用者委員会議

開催年月日：令和6年7月5日（金）

場 所：静岡県静岡市

議 事：

テーマ討議 審査事件調査の充実と調査期日回数について

（大阪府提案）

審査・あっせんにおける女性委員の活躍について

（静岡県提案）

特 別 講 演：

演題 最近の学生にみる“就活”環境の変化と入職時の法的諸問題

講師 国立大学法人静岡大学人文社会科学部法学科教授
静岡県労働委員会公益委員

本庄 淳志 氏

(2) 事務局連絡会議

イ 全国会議

(イ) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日：令和6年6月13日(木)

場 所：岐阜県岐阜市

議 事：

- 1 審査概況等について
- 2 調整事件等の概況について
- 3 その他

議 題 懇 談：

- 1 D Xの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査や
あっせん手続の取組について (岐阜県労委提案)
- 2 労働委員会と労働局との連携について (中労委提案)

(ロ) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催年月日：令和6年10月29日(火)

場 所：東京都港区

議 事：

第1議題「中間収入の控除について」

第2議題「併合事件について」

報告事項「中労委の民事訴訟のIT化への対応について」
等

(ハ) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催年月日：令和6年10月28日(月)

場 所：東京都港区

議 事：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明
調整業務の運営について
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告
(1) 集団的労使紛争事件(1事例)
(2) 個別労働紛争事件(1事例)

ロ 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会

(イ) 事務局長連絡会議

開催年月日：令和6年5月30日(木)

場 所：宮城県仙台市

議 事：

議題1 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロッ
クとして提出する議題について

議題2 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡

協議会予算（案）及び負担金の取扱いについて

（ロ） 審査・調整課長連絡会議

開催年月日：令和6年8月29日（木）～30日（金）

場 所：青森県青森市

議 題：

議題1 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会
及び研修会の開催時期について（北海道）

議題2 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会負担
金について（宮城県）

研 修 議 題：

(1)-①調査調書の取扱いについて（北海道）

(1)-②並行事件の進め方について（北海道）

(1)-③職業安定法に基づく無料労働者供給事業の許可等
に係る労働組合の資格審査について（青森県）

(1)-④個別的労使紛争のあっせん申請への対応について
（青森県）

(1)-⑤不当労働行為救済申立事件の調査調書の作成水準
について（宮城県）

(1)-⑥個別労働関係紛争に係る労働相談業務の整理につ
いて（秋田県）

(1)-⑦個別調整（個別あっせん）の申請を短期間で繰り
返す特定労働者への対応について（福島県）

(2)-①労働局との連携（連絡協議会の開催状況等）につ
いて（北海道）

(2)-②労働相談におけるウェブ会議システム等の活用
について（青森県）

(2)-③労働委員及びあっせん員に係る日額報酬の対象と
なる用務について（宮城県）

(2)-④ブロック協議会に係る負担金の対応について
（秋田県）

(2)-⑤アナログ規制の見直しについて（山形県）

(2)-⑥ハラスメント防止に係る講座（出前講座）の実施
について（福島県）

ハ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日：令和6年8月30日（金）

場 所：新潟県新潟市

議 事：

議題1 個別あっせん事件の傾向について（埼玉県）

議題2 総会・公益委員会における委員のウェブ参加
について（埼玉県）

4 研修・広報委員会

全国労働委員会連絡協議会の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告を踏まえ、宮城県労働委員会における紛争処理能力の維持・向上を図るとともに、県民に対する認知度を高めるため平成23年8月に研修・広報委員会を設置した。令和6年は、次のとおり同委員会を開催し、諸活動を行った。

(1) 委員会開催状況

開催日	協議事項
1月11日(木)	① 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について ② 令和5年度第6回研修会について
2月8日(木)	① 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について ② 令和5年度第6回研修会について
4月11日(木)	① 委員長選出 ② 令和5年度研修・広報活動の実施結果について ③ 令和6年度研修・広報活動の計画について
5月31日(金) ※書面開催	令和6年度第2回研修会開催概要について
6月28日(金) ※書面開催	令和6年度第2回研修会開催の延期等について
7月31日(水) ※書面開催	令和6年度第3回研修会の中止について
8月8日(木)	① 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間計画(10月)について ② 令和6年度研修計画について
11月21日(木) ※書面開催	令和6年度第5回研修会開催概要について

(2) 活動状況

イ 委員研修会

開催日	研修内容
2月22日(木)	公労使委員個別紛争専門研修の発表事例についての意見交換
4月25日(木)	令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題についての意見交換・検討 【研修課題1】(審査) 配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について 【研修課題2】(調整) 期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消されたと主張する事案への対応について
7月25日(木)	令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題についての意見交換・検討 【研修課題1】(審査) 当事者の行為を原因とする団交拒否及び救済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について 【研修課題2】(調整) 懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について
11月22日(金)	令和6年度東北地区労使関係セミナー 基調講演「高齢者雇用と均等待遇・均衡待遇について ～名古屋自動車学校事件を踏まえて～」 ○講師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員 成蹊大学法学部法律学科教授 原 昌登 氏 パネルディスカッション ○コーディネーター 原 昌登 氏 (上掲) ○コメンテーター 赤坂 薫 氏 秋田県労働委員会会長、弁護士 山本 隆弘 氏 秋田県労働委員会公益委員、弁護士 加藤 忠浩 氏 秋田県労働委員会労働者委員、 秋田県東北電力関連産業労働組合 総連合会長 小野 秀人 氏 秋田県労働委員会使用者委員、 (一社)秋田県経営者協会専務理事

開 催 日	研 修 内 容
12月5日（木） ～6日（金）	令和6年度公労使委員個別紛争専門研修 ○裁判例の動向 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏 ○個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例 ・山梨県労働委員会 ・愛知県労働委員会 ・宮崎県労働委員会 ○労働関係法令の改正等の動向 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 氏 ○スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換 テーマ1 発表事例についての意見交換 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換

□ 広報活動

労働委員会の個別労使紛争あっせん制度及び労働委員会事務局の労働相談窓口についてPRを行った。

県政だより、新聞（県からのお知らせ）、県政ラジオ番組、データ放送、県ホームページ、県メールマガジン及び県フェイスブックを活用するとともに、市町村、関係機関、大学・専門学校、コンビニエンスストア等に周知用チラシの配架を依頼したほか、市町村や関係団体に広報誌・ホームページへの記事の掲載を依頼し、周知を図った。

また、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間（10月）に、JR仙台駅において労働委員会委員と事務局職員がPRラベル付きウェットティッシュを配布したほか、労働委員会の制度を紹介するパネルを県庁・県図書館に設置するなどの取組を実施した。

加えて、労働組合等2団体、大学2校及び高校4校、中学校1校においてワークルールに関する出前講座を実施した。また、企業等3団体において「魅力ある職場づくり」に関する出前講座を実施した。

5 相談

令和6年に相談（来局、電話、電子メール）のあった件数は1,261件である。

相談事項別では、個別労使紛争に関するものが12件、不当労働行為救済申立てに関するものが3件、組合資格審査に関するものが1件、その他労働問題一般に関するものが1,245件となっている。

相談者の産業別では、「医療、福祉」が220件、「サービス業（他に分類されないもの）」が124件、「卸売業、小売業」が110件、「運輸業、郵便業」が85件、「建設業」及び「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ70件、「製造業」が46件、「生活関連サービス業、娯楽業」が42件、「学術研究、専門・技術サービス業」が34件、「公務」が31件、「教育、学習支援業」が21件、「情報通信業」が15件、「金融業、保険業」が12件、「不動産業、物品賃貸業」が10件、「電気・ガス・熱供給・水道業」が6件、「農業、林業」が4件、「漁業」及び「複合サービス事業」がそれぞれ1件、「業種不明」は359件である。

なお、相談の後に、労働委員会へ申請や申立てがなされたものは、個別労使紛争のあっせん申請が4件であり、労働争議のあっせん申請等はなかった。

第1表 相談取扱状況

（単位：件）

年別	件数	相談事項					
		労働争議 の調整	不当労働 行為救済 申立て	組合資格 審査	地公労法 認定告示	個別労使 紛争	その他 労働問題 一般
R2	1,073	4	4	3	—	20	1,042
R3	1,012	1	2	2	—	10	997
R4	978	1	—	2	—	8	967
R5	1,103	—	2	1	—	21	1,079
R6	1,261	—	3	1	—	12	1,245

第2節 本県の労働情勢

1 令和6年春闘・その他の要求闘争の概況

連合宮城は、令和6年の春闘について、「2014年以降では最も高く、1991年以来となる定昇込み5%台の賃上げ」が実現したことは、「デフレマインドを払しょくし、わが国経済社会のステージ転換をはかる正念場であるとの時代認識を労使で共有するとともに、物価高による家計への影響、人手不足による現場の負担増などを踏まえ、産業・企業、さらには日本経済の成長につながる『人への投資』の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉し、主体的に大きな流れを作った結果と言える。ステージ転換に向けた大きな一歩」であると受け止めている。

具体的な取組としては、2月6日・7日に全国一斉集中労働相談ホットラインを実施し、3月1日には宮城県経営者協会との労使懇談会を開催し、要請書を提出した。

また、宮城県労連では、物価高を上回る賃金の引上げの実現を訴え、統一要求額として月額30,000円以上、時間額190円以上をかかげて、2月15日に地域総行動として街頭でのチラシ配布等を実施するとともに、3月14日にはストライキを含む統一行動を行った。

一方、県経営者協会は、企業は、自社に必要な人材の確保・定着を図るためにも、働きやすい職場環境の整備や雇用形態に関わらない公正な待遇を確保していくことが重要であるとの見解を、3月1日に開催された連合宮城との労使懇談会において表明した。

(1) 春闘の妥結状況

連合宮城のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、14,864円（引上げ率4.58%）となり、全体的には額・率ともに前年を上回る結果となった。

県経営者協会のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、11,988円（引上げ率4.13%）であった。

(2) 一時金の妥結状況

連合宮城のまとめでは、年間一時金の平均妥結額（加重平均）は、1,603,919円（前年比6.01%減）であった。

県経営者協会のまとめでは、夏季一時金の平均妥結額（加重平均）は、639,391円（前年比14.72%増）、年末一時金の平均妥結額（加重平均）は、680,996円（前年比2.25%増）であった。

2 労働争議

県雇用対策課の「労働争議統計調査」によると、令和6年における県内の労働争議発生件数は4件、総参加人員は7,860人で、このうち、行為参加人員は240人であった（第1表）。

労働争議発生件数を産業別にみると、「医療、福祉」が4件となっている。

第1表 労働争議発生状況

年 別	総 数		争 議 行 為 を 伴 っ ない も の		争 議 行 為 を 伴 う も の		
	件数	総 参 加 人 員	件数	総 参 加 人 員	件数	総 参 加 人 員	行為参加 人 員
R2	5	96	3	3	2	93	32
R3	4	2,702	1	1	3	2,701	65
R4	2	2,660	—	—	2	2,660	62
R5	2	2,660	—	—	2	2,660	66
R6	4	7,860	—	—	4	7,860	240

出典：県雇用対策課『労働争議統計調査』

- (注) 1 争議行為を伴わないもの：争議行為を伴わないが、労働委員会の調整（あっせん、調停、仲裁）のほか、労働争議の解決のために第三者の関与があったもの
- 2 総参加人員：争議期間中における当該組合の組合員数が最も多い日の組合員数
- 3 行為参加人員：争議期間中における争議行為に参加した実人員数

3 労働組合の組織状況

県雇用対策課の「令和6年労働組合基礎調査」によると、令和6年6月30日現在における県内の労働組合数は968組合で、前年（978組合）に比べ10組合（1.0%）減少した。組合員数は127,287人で、前年（133,239人）に比べ5,952人（4.5%）減少した。このうち、パート労働者が加入している組合数は212組合（全体の21.9%）で、組合員数は15,577人（同12.2%）となっている。

また、推定組織率は、11.4%となっている（第2表）。

県内主要団体への加盟状況をみると、日本労働組合総連合会宮城県連合会（連合宮城）が465組合（組合総数の48.0%）・組合員数68,328人（組合員総数の53.7%）、宮城県労働組合総連合（県労連）が104組合（同10.7%）・組合員数10,226人（同8.0%）となっており、主要団体に加盟していない組合（無加盟）は399組合（同41.2%）・組合員数48,733人（同38.3%）となっている。

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況

年 別	組 合 数	組合員数（人）	推定組織率（%）
R2	1,063	139,849	12.9
R3	1,007	131,712	12.1
R4	1,004	133,932	12.4
R5	978	133,239	12.2
R6	968	127,287	11.4

出典：県雇用対策課『労働組合基礎調査』

$$\text{推 定 組 織 率} = \frac{\text{組 合 員 数}}{\text{推 定 雇 用 者 数}} \times 100$$

$$\text{令和5年推定組織率} = \frac{127,287 \text{ 人}}{1,118,579 \text{ 人}} \times 100 \approx 11.4\%$$

（注） 推定雇用者数は、「経済センサス基礎調査」における従業者数（令和2年からは「就業構造基本調査」の雇用者数）を基礎に、「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課）の常用雇用者数の増減率を考慮して推定している。

構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

第3節 労働争議の調整

令和6年中に係属した労働争議調整事件は、前年繰越、新規係属ともになかった。

第1表 調整区分別取扱件数

年 別	前年繰越件数			新規係属件数			取 扱 件 数			
	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	計
R2	—	—	—	3	—	—	3	—	—	3
R3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分）

年 別	申 請			職権	知事請求	計
	組 合	使 用 者	双 方			
R2	2	1	—	—	—	3
R3	1	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分）

年 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
R2	—	—	—	1	—	—	—	—	2	—	—	—	3
R3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
50 人 未満	1	—	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	1	—	—	—	—
200 人～299 人	—	—	—	—	—
300 人～499 人	1	—	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	—	1	—	—	—
計	3	1	—	—	—

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
50 人未満	—	—	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	—	—	—	—	—
200 人～299 人	—	1	—	—	—
300 人～499 人	1	—	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	1	—	—	—	—
不 明	1	—	—	—	—
計	3	1	—	—	—

（注） 組合員数は、当該争議に係る支部又は分会の組合員数で計上した。

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
連 合	—	—	—	—	—
全 労 連	2	—	—	—	—
そ の 他	1	—	—	—	—
計	3	—	—	—	—

（注） 上部団体への加盟系統については、本県レベルのもので区分し計上した。

第7表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 農業、林業	—	—	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	—	—	—
E 製造業	—	—	—	—	—
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	1	—	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	—	—
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	1	—	—	—	—
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	—	—	—	—	—
Q 複合サービス事業	1	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	—	—	—	—	—
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	3	1	—	—	—

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 組合承認・組合活動	—	—	—	—	—
B 協約締結・改定・解釈・実施	—	—	—	—	—
C 労働条件改定	4	1	—	—	—
(1)賃金	4	1	—	—	—
賃上げ	—	—	—	—	—
一時金	1	—	—	—	—
諸手当	1	—	—	—	—
その他賃金	2	—	—	—	—
退職金、解雇手当、休業手当	—	1	—	—	—
(2)賃金以外の労働条件	—	—	—	—	—
労働時間、休日休暇	—	—	—	—	—
作業方法の変更	—	—	—	—	—
定年制	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
D 経営人事	1	1	—	—	—
事業休廃止・縮小	—	—	—	—	—
企業合併、営業譲渡	—	—	—	—	—
人員整理	—	—	—	—	—
配転	1	—	—	—	—
解雇	—	1	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
E 福利厚生	—	—	—	—	—
F 団交促進	—	—	—	—	—
G その他	1	—	—	—	—
計	6	2	—	—	—
新規係属事件数	3	1	—	—	—
1事件当たりの平均調整事項数	2.0	2.0	—	—	—

(注) 1 1事件に2つ以上の調整事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、調整事件数とは一致しない。

2 調整事項が変更となった場合、変更後の調整事項により区分し計上した。

第9表 終結区分別取扱件数

年別	取扱 件数 (A)	解 決 (B)			打切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌年へ の繰越 (E)	解決率 (%)
		案提 示等	自主 交渉	協約 締結					
R2	3	—	—	—	2	1	—	—	0.0
R3	1	1	—	—	—	—	—	—	100.0
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4	1	—	—	2	1	—	—	33.3

(注) 1 「自主交渉」には、調整員の指名後において、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

2

$$\text{解決率 (\%)} = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第10表 所要日数別取扱件数

区 分			R2	R3	R4	R5	R6
5日	未	満	—	—	—	—	—
5日	～	9日	—	—	—	—	—
10日	～	14日	—	—	—	—	—
15日	～	19日	—	—	—	—	—
20日	～	29日	—	—	—	—	—
30日	～	49日	—	—	—	—	—
50日	～	99日	2	1	—	—	—
100日	～	199日	—	—	—	—	—
200日	以	上	—	—	—	—	—
計			2	1	—	—	—
延べ所要日数 (日)			143	71	—	—	—
1事件当たりの平均所要日数			71.5	71.0	—	—	—

(注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。

2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第11表 調整回数別取扱件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
0 回	—	—	—	—	—
1 回	1	1	—	—	—
2 回	—	—	—	—	—
3 回	1	—	—	—	—
4 回	—	—	—	—	—
5 回	—	—	—	—	—
6 回以上	—	—	—	—	—
計	2	1	—	—	—
調整を開催した事件数	2	1	—	—	—
調整延べ開催数（回）	4	1	—	—	—
調整を開催した事件の 1事件当たりの平均回数	2.0	1.0	—	—	—

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
 2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位：件)

年 別	全事件	合 同 労 組 事 件	合同労組事件中 駆込み訴え事件
R2	3	3 (100.0%)	2 (66.7%) [66.7%]
R3	1	1 (100.0%)	1 (100.0%) [100.0%]
R4	—	— (—)	— (—) [—]
R5	—	— (—)	— (—) [—]
R6	—	— (—)	— (—) [—]

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
 2 「駆込み訴え事件」とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
 3 合同労組事件中駆込み訴え事件欄の（ ）は新規係属事件数に占める割合、〔 〕は合同労組事件数に占める割合である。

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

1 争議行為予告通知

令和6年中の労調法第37条に基づく争議行為予告通知のうち、本県に係るものの件数は43件（前年38件）である。通知先別では、当委員会5件、中労委38件となっている（第1表）。

主な争議事項は、賃上げ25件、夏季一時金10件、年末一時金5件と、賃金関係が全体の93.0%を占めている（第2表）。

産業別では、運輸が28件で最も多く、次いで医療が11件、通信が3件の順となっている（第3表）。

第1表 通知先別通知件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
県 労 委	4	4	6	5	5
中 労 委	31	33	31	33	38
計	35	37	37	38	43

（注） 中労委通知分は、争議行為が2つ以上の都道府県にわたるとして中労委に通知があったもののうち、本県に関わるものである。

第2表 主要争議事項別通知件数

年別	賃上げ	夏 季 一時金	年 末 一時金	年 間 一時金	その他 の賃金 関 係	その他	計
R2	17	3	6	0	2	7	35
R3	17	5	5	0	0	10	37
R4	18	5	5	0	0	9	37
R5	20	5	5	0	0	8	38
R6	25	10	5	0	0	3	43

第3表 産業別通知件数

年別	運 輸		通信	電気	ガス	水道	医療	計
	旅客	貨物						
R2	14	8	3	1	—	—	9	35
R3	12	12	3	1	—	—	9	37
R4	12	10	5	1	—	—	9	37
R5	14	10	3	1	—	—	10	38
R6	18	10	3	1	—	—	11	43

2 労働争議の実情調査

令和6年中に行った規則第62条の2に基づく実情調査は、本県に関わる争議行為予告通知があったもののうち、原則として本社又は組合本部が県内にあるものに係る労働争議18件（前年20件）である。その内訳は新規分16件及び前年からの繰越分2件である（別表「令和6年実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）」参照）。

調査の終結状況は、争議が解決したために調査を終了したものが13件、争議行為等が行われないこととなったことなどにより調査を打ち切ったものが3件、未解決のため翌年に繰り越したものが2件であった（第4表）。

第4表 実情調査の実施状況

年別	調 査 件 数			調 査 の 終 結 状 況				翌 年 へ の 繰 越 し
	前 年 からの 繰 越 し	新 規	計	解決	移 行	打切り	計	
R2	3	15	18	9	—	6	15	3
R3	3	18	21	8	—	8	16	5
R4	5	17	22	12	—	7	19	3
R5	3	17	20	12	—	6	18	2
R6	2	16	18	13	—	3	16	2

別表

令和6年実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）

番号	通知先	通知者 区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本県 該当 事業 所数	組合 員数	争議 行為		調査 終了日	終了 区分
									有	無		
5-29	中労委	組合	病院	R5. 9. 22	R5. 10. 5	2023年度賃金 引上げ等の改 善要求等	4	101		○	R6. 3. 4	打切り
5-30	中労委	組合	病院	R5. 9. 29	R5. 10. 13	賃金・一時金 改善の要求等	1	60		○	R6. 3. 4	打切り
6-5	県労委	組合	病院	R6. 2. 29	R6. 3. 14	24年春闘・夏 季一時金要求 等	33	2,600	○		R6. 6. 20	解決
6-6	中労委	組合	電力	R6. 2. 26	R6. 3. 8	2024春季生活 闘争	2	10,539		○	R6. 3. 15	解決
6-10	中労委	組合	病院	R6. 2. 28	R6. 3. 14	賃金引き上げ 等	1	60	○		R6. 6. 20	解決
6-15	中労委	組合	病院	R6. 3. 1	R6. 3. 14	2024年春闘要 求	4	101		○	R6. 10. 29	打切り
6-16	中労委	組合	病院	R6. 3. 1	R6. 3. 14	2024年春闘要 求	1	7		○	R6. 6. 21	解決
6-17	中労委	組合	陸上 旅客	R6. 3. 4	R6. 3. 15	24春闘	1	1,100		○	R6. 3. 21	解決
6-18	中労委	組合	港湾	R6. 3. 6	R6. 3. 17	賃金引上げ等	5	525		○	R6. 5. 23	解決
6-19	中労委	組合	港湾	R6. 3. 8	R6. 3. 19	各加盟組合の 賃上げ、産別 協定の遵守・ 履行等	5	525		○	R6. 5. 23	解決
6-24	県労委	組合	港湾	R6. 5. 17	R6. 5. 31	2024年度夏季 一時金に係る 要求	2	255		○	R6. 7. 18	解決
6-25	中労委	組合	病院	R6. 5. 17	R6. 6. 6	2024国共病組 統一要求（夏 季一時金等）	1	7		○	R6. 7. 9	解決
6-30	県労委	組合	港湾	R6. 6. 18	R6. 7. 5	夏季一時金に 係る要求	3	268		○	R6. 7. 11	解決

6-32	県労委	組合	病院	R6. 10. 23	R6. 11. 7	24年秋闘・冬 季一時金など	33	2,600	○		R6. 12. 18	解決
6-33	県労委	組合	港湾	R6. 10. 25	R6. 11. 9	冬季一時金な ど	5	525		○	R6. 11. 19	解決
6-34	中労委	組合	病院	R6. 10. 23	R6. 11. 7	2024統一要求	4	1,800				
6-39	中労委	組合	病院	R6. 11. 1	R6. 11. 21	2024年賃金及 び冬季一時金 の引上げ等	1	7				
6-41	中労委	組合	陸上 旅客	R6. 11. 12	R6. 11. 23	2024秋闘(組 織・職場総点 検闘争)	1	1,100		○	R6. 12. 3	解決

※ 実情調査の対象は、原則として県内に会社の本社又は組合の本部があるもの

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和6年に新たに申立てのあった事件は3件で、前年から繰り越された事件はなかった（第1表）。

令和6年に係属した事件は3件で、前年より3件増加している（第2表）。

令和6年における処理状況は、終結した事件はなく、係属した3件全てが翌年に繰り越された（第1表及び第2表）。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定しているが、令和6年に終結した事件はなかった（第3表）。

(3) 再審査関係等

令和6年に新たに申立てのあった再審査事件及び係属している再審査事件はなかった（第4表）。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない（第5表及び第6表）。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった（第7表）。

物件提出命令の申立てはなかった（第8表）。

(4) 合同労組事件の概況

令和6年に新たに合同労組から申立てのあった事件は、3件であった。このうち駆込み訴え事件はなかった（第9表）。

第1表 令和6年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位：件)

審査状況 申立内容		令和3年から係属	令和4年から係属	令和5年から係属	令和6年申立て	計	終 結 状 況							令和7年へ繰越し
							命令・決定			和解・取下			計	
							救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下げ		
労組法第7条	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	2
	3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3号	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
1・2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総数		—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	3

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位：件)

			R2	R3	R4	R5	R6
係属状況	前 年 か ら 繰 越 し		3	3	1	—	—
	新 規		1	—	—	—	3
	計		4	3	1	—	3
処理状況	命令・決定	救 済	1	1	—	—	—
		棄 却	—	—	—	—	—
		却 下	—	—	—	—	—
	和解・取下げ	関 与 和 解	—	1	1	—	—
		無関与和解	—	—	—	—	—
		取 下 げ	—	—	—	—	—
	計		1	2	1	—	—
翌 年 へ の 繰 越 し		3	1	—	—	3	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件、日)

		R2		R3		R4		R5		R6		R2～R6	
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数
平均処理日数		1	841	2	793	1	458	—	—	—	—	4	721
内訳	命令・決定	1	841	1	836	—	—	—	—	—	—	2	839
	和解・取下げ	—	—	1	749	1	458	—	—	—	—	2	604

第4表 再審査事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立 人	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
該当なし							

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区 分 事 件 名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	再 審 査 事件番号	裁 判 所 名					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区分			R2	R3	R4	R5	R6
不当労働行為救済申立事件係属			4	3	1	—	3
審査の実行確保の措置勧告申立件数			—	—	—	—	—
勧 告 件 数	規則第40条に基づくもの		—	—	—	—	—
	規則第40条に基づかないもの	口 頭 要 望	—	—	—	—	—
		文 書 要 望	—	—	—	—	—

第8表 物件提出命令申立事件一覧

区 分 事件番号 事 件 名	申立年月日	申立人	終結状況	備 考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
R2	1	—	—
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—
R6	3	3	—

(注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

別表

令和6年不当労働行為救済申立係属事件一覧

事件番号		申立人	被申立人	業種	申立年月日	請求する救済内容
令和6年	1号	X組合	Y会社	採石業	R6.2.28	・誠実団交応諾 ・組合員の原職復帰及び賃金相当額の支払い ・誓約文の手交及び掲示
	2号	X組合	Y会社	製造業	R6.3.12	・誠実団交応諾 ・誓約文の掲示
	3号	X組合	Y会社	不動産業	R6.5.2	・組合員に対する不利益取扱いの禁止 ・誓約文の掲示 ・組合員の同僚に対する一連の経緯等の説明 ・損害賠償

(注) 調査、審問、証人の各欄及び備考欄の和解手続の数値は、当年分（括弧内は累計）を表す。

法7条	終結状況			調査	証人	審査委員	備考
	年月日	結果	処理日数	審問		参与委員	
2号				5(5)	0	水野 紀子	和解手続 0(0)回
				0(0)	(0)	佐竹 一則 小野木 克之	
2号				4(4)	0	佐々木 くみ	和解手続 0(0)回
				0(0)	(0)	北舘 和彦 清野 敦	
1・2・ 3号				3(3)	0	豊田 耕史	和解手続 2(2)回
				0(0)	(0)	佐藤 友彦 大内 栄治	

2 事件の要録

(1) 令和6年（不）第1号

申 立 人	被 申 立 人
X組合 執行委員長 A1 組員数 412 人	Y会社 代表取締役 B 従業員数 14 人

申立年月日 令和6年2月28日

請求する救済内容の要旨（労組法第7条第2号）

- ① 被申立人は、製品配送業務を支配している実質的な使用者であり、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
- ② 被申立人は、A2組員に対する解雇を撤回し、同人を原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰までの間の賃金相当額を支払わなければならない。
- ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示及び交付。

※令和6年11月14日、労組法第7条第1号該当の申立ては取り下げられた。

調査（累計）	5 回（5 回）	
審問（累計）	0 回（0 回）	
和解（累計）	0 回（0 回）	
証人（累計）	〔労〕 0 人（0 人）	〔使〕 0 人（0 人）
終結年月日	—	
終結状況	令和7年に繰越し	
経過日数	308 日	
担当委員	審査委員 水野 紀子 参与委員（労）佐竹 一則 参与委員（使）小野木 克之	

申立人の主張の要旨

申立人X組合（以下「組合」という。）は、ダンプ、建設等の業種における個人加入の労働組合であり、全国組織における東北地方の支部を

統合して令和4年10月22日に結成された広域支部である。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、主に洗砂・山砂の採取及び製造販売を業としている。

昭和63年頃、A2組合員は自家用ダンプを持ち込み、会社の指示で砂を積み込み、建設工事現場等に運搬した。

平成23年からZ1会社が、令和元年からはZ2会社がZ1会社に代わり、自社の営業登録ダンプとA2組合員らが所有する自家用ダンプを使用して会社の製品の運搬を行ってきた。

令和2年11月に、会社はZ2会社に対し、委託している製品配送業務について、令和3年4月1日より営業登録車両への全面的な移行を依頼する文書を送付した。同月、Z2会社はA2組合員に対し、会社から上記の通達があり、通達内容について理解を求める文書を送付した。これは、自家用ダンプの締め出し、A2組合員ら自家用ダンプ労働者の解雇を意図している。

約1年後の令和3年12月に、会社はZ2会社に対し、令和4年4月1日より製品配送を一般貨物自動車運送事業者に委託する運用を依頼する文書を送付し、令和4年1月にZ2会社はA2組合員を含む会社の製品配送の関係各社に対し、会社からの通達内容について理解を求める文書を送付している。

組合（組合の母体の一つとなった労働組合）は、会社に対し、令和4年3月18日付けで、次の内容の要求書を提出し、団体交渉の申入れを行った。

要求書の内容：

- ① 長年に渡り製品運搬に従事してきたA2組合員の解雇を撤回し、今後も継続して使用すること。
- ② 自家用ダンプを使えないと判断した経緯を組合に対して明らかにすること。

これに対し会社は、令和4年3月24日付けの文書により団体交渉の申入れに応じなかった。

令和4年6月30日、A2組合員が通常どおりZ2会社に翌7月1日の配車について電話したところ、応対した女性事務員が、7月1日からは営業登録車両でないと配車でできませんと答え、以降、A2組合員に対し会社の製品運搬に係る配車はなされなかった。

組合は、文書又は口頭で会社に対し再三団体交渉を申し入れてきたが、会社は断り続けており、直近では令和5年2月2日付け要求書に対し、同年3月10日付けの回答書により団体交渉の申入れに応じていない。

Z2会社は、会社から委託を受けているといっても、独立して事業を営むというより、会社の事業運営の一部分の運送を担っているに過ぎず、会社の経営方針に異見を差しはさむ状況にはなかった。よって、会社がA2組合員の「実質的な使用者」だと考える。

また、会社は経営政策上、A2組合員らを備車運転手として形式上は会社の組織外におきつつ、なおその労働力を把握しておく必要があった。会社の営業目的達成のためA2組合員らの提供する労務は会社の事業にとって必要不可欠のものとして、会社はA2組合員らの労働力を自己の事業運営の中に機構的に組み入れているものといえることができる。

以上のことから、会社は労組法第7条の使用者であり、そのもとで働く使用従属関係にあるA2組合員は会社に使用される労働者である。

したがって、組合からの団体交渉の申入れに対して正当な理由なく拒んでいる会社の行為が、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当することは明らかであり、会社は誠実に団体交渉に応ずる義務がある。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを却下するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

組合が会社に対し、団体交渉の申入れを行ってきたこと、会社が組合の団体交渉の申入れに応じていないことを認める。

会社は、A2組合員との間で雇用契約を締結しておらず、A2組合員を解雇した事実はない。また、会社は、A2組合員との間で請負契約を締結したこともない。

よって、A2組合員は労組法第7条第2号の「労働者」に該当しない。

Z2会社は、会社から受注した運搬業務の一部につき、Z2会社の裁量でA2組合員を含む別の事業者を外注しているが、外注先との間では、運送に関する請負契約を締結し、運搬先等の作業内容や請負代金額等の基本的な契約条件を定めており、会社が外注先の業務内容を支配、決定したことはない。

また、会社がZ2会社の外注先に対して、その業務に関する指示をしたことはなく、Z2会社は、会社から独立して、外注先との間で、請負代金額等の基本的な契約条件を決定し、その決定に基づき請負代金を支払っている。

裁判例に照らし、会社は、A2組合員とZ2会社との間の基本的な契約

条件等について現実的かつ具体的に支配、決定していたとはいえず、雇用主と同視できる程度の地位にあったとは認められない。

よって、会社は、A2組合員の労組法第7条柱書の「使用者」ではないものである。

したがって、会社が組合からの団体交渉申入れに応じないことは、不当労働行為に該当しないことが明らかであるから、組合の会社に対する本件申立ては速やかに却下されるべきである。

審査の経過概要

継続審査中

(2) 令和6年(不)第2号

申 立 人	被 申 立 人
X 組合 中央執行委員会委員長 A 組合員数 約 500 人	Y 会社 代表取締役 B 従業員数 約 100 人

申立年月日 令和6年3月12日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第2号)

- ① 被申立人は、賃上げ交渉において、調整や手当などという名称のいかんにかかわらず、インフレ手当、調整金などを含め、労働条件に関する事項について、申立人との交渉なくして、実施してはならない。
- ② 被申立人は、名称のいかんにかかわらず、労働条件に関する事項の交渉において、その変更を行う場合、必ず申立人に通知し、交渉において根拠となる資料を用いて、論拠を示すなどして誠実に説明しなければならない。
- ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の揭示。

調査(累計)	4回(4回)	
審問(累計)	0回(0回)	
和解(累計)	0回(0回)	
証人(累計)	[労] 0人(0人)	[使] 0人(0人)
終結年月日	—	
終結状況	令和7年に繰越し	
経過日数	295日	
担当委員	審査委員	佐々木 くみ
	参与委員(労)	北館 和彦
	参与委員(使)	清野 敦

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、業種に関わりなく一人でも加盟できる合同労組であり、全国で組合員数は約500名

である。平成 26 年 7 月 7 日、申立人は、組合 Y 分会（以下「分会」という。）の結成を被申立人 Y 会社（以下「会社」という。）に通知し、現在も継続して活動している。

会社は、平成 4 年 7 月に設立され木製据付家具の設計、製造、販売、据付を業としている。

組合は、令和 5 年 2 月 9 日付け要求書において、春の賃上げに向け、交渉を開始した。

同年 3 月 24 日付け団交申入書において、4%の賃上げを要求したが、同年 5 月 16 日に行われた団体交渉において、会社は、賃金改定平均（基本給＋職務手当）×2%とする回答を示し、交渉は妥結に至らなかった。

一方で、会社は、組合に連絡、説明せずに、同年 3 月下旬頃、労働者一人につき 5 万円、子どもを持つ労働者一人につき 1 万円相当の手当（以下「インフレ手当」という。）を支給し、同年 5 月 25 日、若年労働者に 2%を超える賃上げ（以下「若年労働者への賃上げ」という）を行い支給した。

以上のことから、会社の行為が労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たる。

また、会社の行為は、平成 29 年 6 月 21 日付け和解協定書に違反している。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの命令を求める。

会社の主張の要旨

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、組合に事前に連絡、説明する必要はない。

組合との団体交渉に係る協議は、分会の組合員の労働条件に限定されるべきであり、組合未加入労働者に係る労働条件は、義務的団交事項ではなく、不当労働行為は成立しない。

これまで、会社は、組合との団体交渉において、義務的団交事項と判断している範囲内で必要と思われる資料を開示し、十分な説明を尽くしている。

組合は、これまでの会社との団体交渉において、分会の組合員の人数、氏名を明らかにしていないが、組合員の労働条件を議題とする団体交渉においては、これを明らかにしなければ、

会社は、団体交渉の議題の範囲と協議目的を十分に確認できない状況で無駄な団体交渉を強いられる。

組合側の交渉態度が不適切であれば、未協議事項があっても使用者は団体交渉を打ち切ることが認められている。そのため、労働条件の改変を目的とする団体交渉においては、その目的を組合員の労働条件に限定して交渉を行う必要がある。

和解協定書には、インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて何も記載されていない。

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、事前に連絡、説明する責任を認める法令上の根拠は特に存在しない。

審査の経過概要

継続審査中

(3) 令和6年(不)第3号

申 立 人	被 申 立 人
X 組合 共同代表 A 1 組合員数 60 人	Y 会社 代表取締役社長 B 従業員数 66 人

申立年月日 令和6年5月2日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第1号・第2号・第3号)

- ① 被申立人は、A2組合員の職場復帰の際に締結した職場復帰等に関する協定書を履行し、A2組合員に対し、職場の同僚と同等の質と量の業務を配分しなければならない。
- ② 申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示。
- ③ 被申立人は、申立人がA2組合員の職場の同僚に対し、被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及びその内容を口頭で説明する機会を設けなければならない。
- ④ 被申立人は、申立人へ金100万円、A2組合員へ金100万円の損害賠償金を支払わなければならない。

調査(累計) 3回(3回)
 審問(累計) 0回(0回)
 和解(累計) 2回(2回)
 証人(累計) [労] 0人(0人) [使] 0人(0人)
 終結年月日 ー
 終結状況 令和7年に繰越し
 経過日数 244日
 担当委員 審査委員 豊田 耕史
 参与委員(労) 佐藤 友彦
 参与委員(使) 大内 栄治

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、平成26年に結成

された個人加入の労働組合であり、上部団体等はない。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、建築物環境衛生総合管理（ビルメンテナンス）やマンション管理等を業としている。

令和元年9月、A2組合員は会社に入社し、総務部経理課に配属された。その後A2組合員は体調不良となり休職を申し出たが、会社から退職勧奨を受け、解雇となったため、組合から会社に対し、組合加盟通知書を送付し、不当解雇撤回等を求め団体交渉を行ったところ、A2組合員への不当解雇が撤回された。しかし、A2組合員の職場復帰は認められなかったため、組合は、職場復帰を求め団体交渉を行った結果、令和5年10月、「職場復帰等に関する協定書」を締結し、A2組合員は、総務部経理課に職場復帰をした。

職場復帰をしたものの、A2組合員は会社から、毎日1時間未満程度にしかならない著しく過小な業務しか与えられない状況が継続したため、令和5年10月から交渉を続けたが、ほとんど改善されなかった。また、A2組合員を職場の同僚とのコミュニケーションから実質的に排除することを目的とした行為もあった。

以上のことから、会社が行っているA2組合員に対する業務の過小な配分は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当するとともに、労使合意した「職場復帰等に関する協定書」に違反しており、労組法第7条第2号の団交拒否（不誠実団交）に該当する。

更に、令和6年3月、会社の取締役が、組合員に対し、一対一の場面で、業務配分の交渉については時間の無駄だからやめた方がいいとの見解を伝えており、これは労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

A2組合員の職場復帰後の仕事内容については、①会社の事業規模が大幅に縮小したこと、②A2組合員の体調が優れないこと、③A2組合員と他の職員との関係性、④A2組合員の過去

の言動から A2 組合員において会社の情報を漏洩するおそれがあること等を考慮した中で適切に配分したものである。また、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの事実関係としては概ね認めるものの、会社の対応は上記で述べた 4 点を理由とするものであり、組合が述べるような「A2 組合員が組合に加入していること」を理由とするものではなく、不当労働行為には該当しない。

審査の経過概要
継続審査中

第6節 労働組合の資格審査

令和6年に取り扱った労働組合資格審査は、令和5年以前からの係属3件、新規申請件数8件の計11件であった（第1表）。

そのうち、労組法に適合すると決定したものは7件、打切り（取下げ含む）となったものは1件、翌年への繰越しは3件であった（第2表）。

第1表 申請事由別係属件数

（単位：件）

内 訳 事由別	R5年以前 から係属	R6年申請	計
不当労働行為 救済申立	—	3	3
法人登記	—	1	1
委員推薦	3	3	6
総会決議	—	1	1
審査再開	—	—	—
総 数	3	8	11

第2表 事由別終結件数

（単位：件）

内 訳 事由別	取扱 件数	終 結 件 数					繰越し	補正 勧告
		適 合	不適合	打切り	取下げ	計		
不当労働行為 救済申立	3	—	—	—	—	—	3	—
法人登記	1	—	—	—	1	1	—	—
委員推薦	6	6	—	—	—	6	—	—
総会決議	1	1	—	—	—	1	—	—
審査再開	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	11	7	—	—	1	8	3	—

別表

令和 6 年労働組合の資格審査一覧

審査 番号	組合 員数	申請事由	受 付 年 月 日	決 定 年 月 日	補正 勧告	終 結 状 況
R 5 3 号	890	委員推薦	R 5. 12. 25	R 6. 1. 25	無	適合
R 5 4 号	1, 005	委員推薦	R 5. 12. 28	R 6. 1. 25	無	適合
R 5 5 号	121	委員推薦	R 5. 12. 28	R 6. 1. 25	無	適合
R 6 1 号	2, 600	委員推薦	R 6. 1. 10	R 6. 1. 25	無	適合
R 6 2 号	44	委員推薦	R 6. 1. 30	R 6. 2. 7	無	適合
R 6 3 号	4	法人登記	R 6. 1. 31	R 6. 3. 25	無	取下げ
R 6 4 号	412	救済申立 令和 6 年 1 号	R 6. 2. 28	—	—	繰越し
R 6 5 号	500	救済申立 令和 6 年 2 号	R 6. 3. 29	—	—	繰越し
R 6 6 号	514	労働者供給事業 の許可申請 (総会決議)	R 6. 3. 29	R 6. 4. 11	無	適合
R 6 7 号	60	救済申立 令和 6 年 3 号	R 6. 5. 2	—	—	繰越し
R 6 8 号	121	委員推薦	R 6. 11. 14	R 6. 11. 28	無	適合

第7節 個別労使紛争のあっせん

令和6年中のあっせん取扱件数は6件であり、前年からの繰越分はなかった（第1表）。

新規係属事件の概要は、申請者別では労働者からの申請が6件であり、雇用形態別では、正規社員4件、非正規社員1件、その他1件となっている（第2表～第3表）。

産業別では「製造業」及び「卸売業、小売業」がそれぞれ2件、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」がそれぞれ1件である（第4表）。

あっせん事項別では、「賃金等」が2件、「職場の人間関係」が1件、「その他」が6件となっている。

なお、1事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分したので、取扱件数とは一致しない（第5表）。

終結状況は、解決が3件、打切りが2件、取下げが1件となっている（第6表）。また、申請から終結までの平均所要日数は43.2日となっている（第7表）。

第1表 取扱件数

年 別	前年繰越件数	新規係属件数	計
R2	—	6	6
R3	1	2	3
R4	—	—	—
R5	—	5	5
R6	—	6	6

第2表 申請者別取扱件数（新規係属分）

年 別	労働者	使用者	双 方	計
R2	6	—	—	6
R3	2	—	—	2
R4	—	—	—	—
R5	5	—	—	5
R6	6	—	—	6

第3表 雇用形態別取扱件数（新規係属分）

年 別	正 規 社 員	非 正 規 社 員			その他	計
		契約 社員	派遣 労働者	その他		
R2	5	—	—	1	—	6
R3	2	—	—	—	—	2
R4	—	—	—	—	—	—
R5	2	2	—	1	—	5
R6	4	1	—	—	1	6

第4表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 農業、林業	2	—	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	—	1	—
E 製造業	1	—	—	1	2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	1	—	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	2	2
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	1
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	1	—	—	1	1
Q 複合サービス事業	—	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	—	1	—	—	—
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	6	2	—	5	6

第5表 あっせん事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 経 営 人 事 （ 解 雇 等 ）	2	1	—	2	—
B 賃 金 等 （ 賃 金 未 払 い 等 ）	4	2	—	1	2
C 労働条件等（社会保険等）	—	—	—	2	—
D 職場の人間関係（パワハラ等）	—	1	—	2	1
E そ の 他	—	2	—	5	6
計	6	6	—	12	9

（注） 1 事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、取扱件数とは一致しない。

第6表 終結区分別取扱件数

年 別	取 扱 件 数 (A)	解 決 (B)		打切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌 年 の 繰越し (E)	解決率 (%)
		案 提 示 等	自 主 解 決					
R2	6	2	—	3	—	—	1	40.0
R3	3	1	—	2	—	—	—	33.3
R4	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	5	3	—	2	—	—	—	60.0
R6	6	3	—	2	1	—	—	60.0
計	20	9	—	9	1	—	1	50.0

（注） 1 「自主解決」には、あっせん員の指名の前後を問わず、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

2

$$\text{解決率}(\%) = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第7表 所要日数別取扱件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
8日 未 満	—	—	—	—	—
8日 ～ 14日	—	—	—	—	—
15日 ～ 21日	—	—	—	—	2
22日 ～ 30日	—	—	—	1	—
31日 以 上	5	3	—	4	3
計	5	3	—	5	5
延べ所要日数 （ 日 ）	296	192	—	212	216
1事件当たりの平均所要日数	59.2	64.0	—	42.4	43.2

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。
3 申請日から終結日までの日数により区分した。

別表
令和6年個別労使紛争あっせん事件一覧

整理 番号	事件 番号	申請日	申 請 者 別	あっせん事項等（労使の主張）
1	R6 1号	R6. 1. 15	労働者	パワハラによる精神的苦痛に対する解決金の支払い【D、E】 〔労働者〕 ・会社から受けたパワハラ行為による精神的苦痛等に対する賠償を求める。 〔使用者〕 ・申請者からの要求が時間の経過とともに変遷したため、一度要求に応じると、次は別な要求に応じなければならなくなることを懸念し、申請者からの要求に応じなかった。
2	R6 2号	R6. 4. 5	労働者	未払いの退職賃金等の支払い及び支払いに当たっての申請者の手続等が簡便になるよう便宜を図ること。【B、E】 〔労働者〕 ・事業の継続は可能であり、全従業員の解雇の必要性はなかった。また、退職金を支払う労使慣行はあったことから、使用者には退職金の支払い義務が生じる。使用者の説明は事実と異なる点もあり、解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・破産手続に向けた準備中である。使用者の財産を処分することは債権者への詐欺行為となり得るため、あっせんには応じられない。また、資力もない。
3	R6 3号	R6. 4. 5	労働者	未払いの退職賃金等の支払い及び支払いに当たっての申請者の手続等が簡便になるよう便宜を図ること。【B、E】 〔労働者〕 ・事業の継続は可能であり、全従業員の解雇の必要性はなかった。また、退職金を支払う労使慣行はあったことから、使用者には退職金の支払い義務が生じる。使用者の説明は事実と異なる点もあり、解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・破産手続に向けた準備中である。使用者の財産を処分することは債権者への詐欺行為となり得るため、あっせんには応じられない。また、資力もない。
4	R6 4号	R6. 5. 1	労働者	雇止めに対する補償金の支払い【E】 〔労働者〕 ・雇止めに対する補償金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・補償金の支払いには応じず、会社のルールどおり、解雇手当のみを支払う対応を取ることにした。
5	R6 5号	R6. 6. 17	労働者	退職後、私物を無断で廃棄されたことに対する損害賠償金の支払い【E】 〔労働者〕 ・退職後、私物を無断で廃棄されたことに対する損害賠償金の支払いを使用者に求めたが、支払期限を過ぎても、使用者からの支払いがない。 〔使用者〕 ・支払期限後の到達であったが、申請者の私物を処分したことに対して弁償をする旨を申請者に通知した。
6	R6 6号	R6. 9. 28	労働者	パワハラを受けたことに対する損害賠償金や個人情報掲載書類の廃棄等【E】 〔労働者〕 ・上司からパワハラを受け、退職した。会社の「ハラスメントの事実」は確認できなかった。もしくは該当しない」という調査内容には納得できない。 〔使用者〕 ・申請者が主張する事例の事実、ハラスメントに該当する事実は確認されなかったこと等から損害賠償請求には応じかねる。

(注) 1 「所要日数」は、申請日から終結までに要した日数

(注) 2 「あっせん事項等（労使の主張）」欄のアルファベットは、「第5表 あっせん事項別取扱件数」の区分に対応

あつせん員 指名日	あつせん員			あつせん 回数	終結日	所要 日数	終結 区分
	公	労	使				
R6. 1. 16	岡崎 貞悦	佐竹 一則	清野 敦	1	R6. 2. 29	46	解決
R6. 4. 9	水野 紀子	加藤 仁	大内 栄治	0	R6. 4. 25	21	打切り
R6. 4. 9	水野 紀子	加藤 仁	大内 栄治	0	R6. 4. 25	21	打切り
R6. 5. 7	岡崎 貞悦	佐竹 一則	伊藤 光芳	1	R6. 6. 7	38	解決
—	—	—	—	—	R6. 7. 21	35	取下げ
R6. 11. 5	豊田 耕史	北舘 和彦	小野木 克之	1	R6. 12. 26	90	解決



この「宮城県労働委員会年報」は130部作成し、
1部あたりの単価は528円です。